

パブリックコメント手続結果

6 年 2 月 14 日

案件名	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）			
案の公表期間 （意見募集期間）	令和6年1月5日	（金）～	令和6年1月25日	（木）
意見提出者数	1 人			
担当部署 （問合せ先）	健康福祉部	障害者福祉課	（政策グループ）	
	Tel	（0493）21-1452	（直通）	東松山市役所分室 1階

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	【計画案43頁】 「目標6 相談支援体制の充実・強化等」のところ ○高次脳機能障害の方への相談支援体制の充実・強化等について、計画に記してください。また、同じ器質性精神障害である若年性認知症の方への支援についても計画に明記してください。	計画案21頁において精神障害の中に、発達障害及び高次脳機能障害を含む旨、明記しています。この前提に基づき、43頁以降「相談支援体制の充実・強化等」に取り組むこととしています。
2	【計画案46頁】 「目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」のところ ○高次脳機能障害者への支援について、どのように実施していくのか具体的な施策を計画に記してください。	計画案21頁において精神障害の中に、発達障害及び高次脳機能障害を含む旨、明記しています。この前提に基づき、47頁以降障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証に取り組むこととしています。 また、計画案54頁の「生活介護」、56頁の「短期入所」、59頁の「共同生活援助」のそれぞれの利用者数について、個別に高次脳機能障害の利用者数を見込んでおり、ニーズの把握と個別支援を行うこととしています。
3	【計画案35頁】 「目標4 福祉施設から一般就労への移行」のところ ○可能であれば、若年性認知症や高次脳機能障害の方を念頭に置いて「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を位置づけていただけると嬉しいです。	計画案21頁において精神障害の中に、発達障害及び高次脳機能障害を含む旨、明記しています。この前提に基づき、37頁以降、すべての障害者の就労支援にあたることとしています。
4	【計画案39頁】 「目標5 障害児支援の提供体制の整備等」のところ ○子どもの高次脳機能障害への支援について、例えば「発達障害児支援の中で実施する」など、無理のない形で東松山市としての施策を記してください。	計画案21頁において精神障害の中に、発達障害及び高次脳機能障害を含む旨、明記しています。この前提に基づき、42頁「目標達成のための取組 ①児童発達支援センターによる障害児の地域社会への参加・包容の推進のための取組」として、児童発達支援事業所等にヒアリング調査等を行うなど、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築することとしています。
5	【計画案76頁】 「（6）意思疎通支援事業」のところ ○失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、何らかの形で東松山市の施策を記してください。	失語症者の意思疎通支援者の養成は埼玉県が行っておりますので、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、埼玉県と連携を図ってまいります。
6	「市独自事業」あるいは「その他事業」として ○例えば、幸手市の障害者も対象の「つながり安心ネットワーク」事業や川口市の介護保険サービスの「QRコード付き見守りシール」配布事業など同様の、記憶障害により徘徊してしまう高次脳機能障害児者などを対象にした見守り支援の施策を計画に記してください。	「徘徊高齢者等家族支援サービス事業」及び「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」は、年齢を問わず、認知機能の障害により徘徊が見られる方又はその可能性がある方を対象とした事業であり、若年性認知症や高次脳機能障害のある方も含まれます。 第9期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に実施する事業や取組について目標値や見込等を記載していません。

●提出された意見により修正した箇所とその理由

No.	修正した箇所	修正した理由
1	<p>計画案76ページ 「本市では、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣を行っており、令和5年度から通信端末等を使用し、意思疎通支援者が遠隔地で手話通訳を行う遠隔手話通訳を開始するなど、意思疎通支援の拡充を図っています。」の後ろに、 「失語症向け意思疎通支援事業については、意思疎通支援者の養成を埼玉県が行っていることから、今後、県と連携を図ります。」 を追記します。</p>	<p>失語症者向けの意思疎通支援者の養成は既に埼玉県が実施していることから、今後想定される事業の一つとして明記するため</p>